

西伯町・会見町合併協議会 第27回会議

日時：平成16年6月16日（水）13:30～16:00

場所：西伯町役場 2階会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 協議事項

(1) 住民福祉部会 人間ドックの受診補助について

(2) 教育部会 準要保護児童・生徒の支援費支給基準額について

(3) 主要な例規について（その3）

(4) 南部町の町章の公募について

5 報告事項

(1) 今後の主要な日程（原案）について

(2) 南部町発足周知用懸垂幕の掲示及び公用車への表示について

(3) 第2ステージの開催状況について

(4) 質問書に対する回答について

6 今後の協議会開催日程について

・第28回会議 日時：平成16年7月21日（水）13:30～16:00

場所：会見町役場 会議室

7 その他

8 副会長あいさつ

9 閉会

議案 第1号

人間ドックの受診補助の取り扱いの変更について

平成15年9月9日開催の第11回会議において確認された健康対策業務について、健康診査業務の内人間ドックの受診補助事業については、別添のとおり変更する。

平成16年6月16日

西伯町・会見町合併協議会

会長 坂本 昭 文

2 町の施策の調整方針について （住民福祉部会 健康対策業務） 再協議分

項 目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
人間ドック	・対象：40 歳以上国保加入者	・対象：国保加入者で 35・40・45・50・55 歳の希望者 及び国保加入者で 30 歳以上の前年無診療 者のうち希望者 年間 50 名	対象者が違う。	変更前 ・西伯町の例による。
（根拠法令）	国民健康保険法	国民健康保険法		変更後 ・会見町の例による。
（担当課）	町民生活課・健康福祉課	町民生活課		ただし、年間概ね 150 名とする。

議案 第2号

準要保護児童・生徒の支援費支給基準額の取り扱いについて

新町における準要保護児童・生徒の支援費支給基準額の取り扱いについては、別添のとおりとする。

平成16年6月16日

西伯町・会見町合併協議会

会長 坂本 昭文

2 町の施策の調整方針について（教育部会 学校教育業務）

項目	現 況			課 題	調整方針																				
	西伯町		会見町																						
1. 要・準要保護児童援助費	<p>該当者</p> <p>要保護児童生徒数 法勝寺中学校 2名 合計 2名</p> <p>準要保護児童生徒数 西伯小学校 31名 成実小学校 2名 法勝寺中学校 10名 尚徳中学校 1名 合計 44名</p>			<p>該当者</p> <p>要保護児童生徒数 0名</p> <p>準要保護児童生徒数 会見小学校 16名 会見第二小学校 6名 南部中学校 14名 尚徳小学校 1名 合計 37名</p>																					
	<p>支給対象及び支給額 (準要保護)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学用品費</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通学用品費</td> <td>国の支給 単価</td> <td>国の支給 単価</td> </tr> <tr> <td>校外学習費</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>新入学用品費</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>修学旅行費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> </tr> <tr> <td>学校給食費</td> <td>〃 (1/2)</td> <td>〃 (1/2)</td> </tr> <tr> <td>医療費</td> <td>本人負担 部分</td> <td>本人負担 部分</td> </tr> </tbody> </table>			学用品費	小学校	中学校	通学用品費	国の支給 単価	国の支給 単価	校外学習費	〃	〃	新入学用品費	〃	〃	修学旅行費	実費	実費	学校給食費	〃 (1/2)	〃 (1/2)	医療費	本人負担 部分	本人負担 部分	<p>支給対象及び支給額 (準要保護)</p> <p>西伯町に同じ。 但し、学校給食費については全額実費支給</p>
学用品費	小学校	中学校																							
通学用品費	国の支給 単価	国の支給 単価																							
校外学習費	〃	〃																							
新入学用品費	〃	〃																							
修学旅行費	実費	実費																							
学校給食費	〃 (1/2)	〃 (1/2)																							
医療費	本人負担 部分	本人負担 部分																							
(担当課) (根拠法令)	<p>教育委員会 ・学校教育法</p>			<p>(支給額の調整) 平成16年度予算において、西伯町は給食費について1/2に減額 平成16年10月1日において、同町内小中学校において格差が生ずる</p> <p>給食費の支給については、平成16年10月1日より会見町の例による</p>																					

議案 第3号

主要な例規について（その3）

南部町の主要な例規について、以下のとおりとする。

平成16年6月16日

西伯町・会見町合併協議会

会長 坂本 昭文

消防団及び体育施設について、別添1のとおりとする。

(別紙1) 南部町における公の施設等の名称案

整理	新町の例規名称 (仮)	施設の所在地		施設の名称			南部町における名称案			
		西伯町	会見町	現行条例上の名称	呼称(愛称・通称等)	額分がある場合、個別施設等の名称(愛称・通称等)	条例上の名称	愛称・呼称	個別施設等の名称	個別施設等の愛称
1	南部町消防団条例			西伯町消防団		本部 1 部	南部町消防団		西伯第 4 分団	
2						本部 2 部			役場本部班	
3						第 1 分団			西伯第 1 分団	
4						第 2 分団			西伯第 2 分団	
5						第 3 分団			西伯第 3 分団	
6				会見町消防団		本部班				
7						第 1 分団			会見第 1 分団	
8						第 2 分団			会見第 2 分団	
9						第 3 分団			会見第 3 分団	
10	南部町体育施設条例			西伯町営総合グラウンド	町営グラウンド		(法勝寺中学校の財産とする)	法勝寺中学校グラウンド		
11				西伯町立おおくに農山村広場	おおくに農山村広場		南部町民おおくに農山村広場	おおくに農山村広場		
12				西伯町おおくにコミュニティ運動施設	おおくにコミュニティ運動施設		南部町民おおくにコミュニティ運動施設	おおくにコミュニティ運動施設		
13				西伯町体育館	町立体育館		南部町民体育館	町民体育館		
14				天津運動公園	天津運動公園		南部町民天津運動公園	天津運動公園		
15				西伯町営西伯カントリーパーク	カントリーパーク		南部町営西伯カントリーパーク	カントリーパーク		
16				西伯町東長田山村広場	東長田山村広場		南部町東長田山村広場	東長田山村広場		
17				西伯町東長田山村交流施設ふれあいセンター	東長田ふれあいセンター		南部町東長田山村交流施設ふれあいセンター	東長田ふれあいセンター		
18				会見町民野球場	町民野球場		南部町民野球場	町民野球場		
19				会見町民運動場	町民運動場		南部町民運動場	町民運動場		
20				会見町金田ゲートボール場	金田ゲートボール場		南部町金田ゲートボール場	金田ゲートボール場		
21				会見町越敷野町民運動場	越敷野町民運動場		(会見第二小学校の財産とする)	二小グラウンド		
22				農業者トレーニングセンター	農業者トレーニングセンター		南部町農業者トレーニングセンター			

議案 第4号

南部町の町章の公募について

南部町の町章を、別添のとおり募集する。

平成16年6月16日

西伯町・会見町合併協議会

会長 坂本 昭文

南部町町章候補募集要領

1 目的

西伯町・会見町の両町が平成16年10月1日に合併して誕生する南部町（以下「新町」という。）の町章について、広く一般から募集することにより、新町のイメージにふさわしい町章を制定することを目的とします。

2 募集する町章

募集する町章の要件は、次のとおりとします。

新町の名称「南部町（なんぶちょう）」及び新町の歴史・文化またはイメージに相応しいこと。

町旗、バッジ、封筒等にも使用できるデザインであること。

用紙の地色を含め4色以内とし、グラデーション（ぼかし、濃淡）は使用しないこと。

単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。

自作の未発表作品であること。

他の都道府県章、市町村章及び商標等と類似しないデザインであること。

3 募集方法

募集方法は公募とし、応募の資格、方法、期間などについては次のとおりとします。

（1）応募資格

応募資格は問いません。

同一人による複数応募も可能とします。

（2）応募方法

応募は、応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4版白色用紙を縦長に使用し、枠外に天地を明記してください。（応募用紙は、西伯町・会見町合併協議会事務局及び両町の役場にあります。）

用紙1枚につき1作品とします。

応募に当たっては、「デザインの趣旨（100字以内）」、「住所（郵便番号も記入）」、「氏名（ふりがなも記入）」、「年齢」、「職業（学校名）」及び「電話番号」を用紙の余白か裏面に記入してください。

応募は、下記の応募先へ持参、郵送又は電子メールにより送付するものとします。

電子メールに画像を添付して応募される場合は、データ量は1MB以下、ファイル形式はjpg, gif, ppt, pdf, bmpのいずれかの形式としてください。

【応募先】西伯町・会見町合併協議会事務局

〒683-0201 鳥取県西伯郡会見町天万558番地

Eメールアドレス otayori@sanmedia.or.jp

(3) 募集期間

平成16年7月12日(月)から平成16年9月10日(金)まで

(持参又は電子メールの場合は締切当日午後5時到着分まで、郵送の場合は締切当日消印分までを有効とします。)

(4) 広報活動

新町の町章候補募集については、合併協議会だより、合併協議会ホームページ等で周知するとともに、両町住民の方には応募用紙を合併協議会だよりと併せて配布します。

4 選定方法

応募された作品は、合併協議会のまちづくり委員会での一次審査を経た後、合併協議会を通じて新町に引き継ぎ、新町内に組織される「南部町町章選定委員会(仮称)」において二次審査により採用候補作品5点程度を決定します。

この候補作品について町民にアンケートを実施し、その結果を参考に、「南部町町章選定委員会(仮称)」において町章を決定します。

5 表彰

(1) 応募された作品の中から次の賞を決定し、応募者に賞品を贈呈します。

最優秀賞(採用作品) 1点 賞金20万円と副賞(南部町の特産品)

優秀賞(採用候補作品) 5点以内 賞金各2万円

(2) 応募者が高校生以下の場合は、賞金等の贈呈は保護者の方の立ち会いのもとに行います。

(3) 表彰決定後、類似デザインがあるなど募集する町章の要件に合致しないことが明らかになった場合は、表彰を取り消すことがあります。

6 入賞者の発表

新町の広報紙及びホームページ等で発表するとともに、入賞者には直接連絡します。

7 著作権等

採用作品等に関する著作権等については、次のとおりとします。

採用作品に関する一切の権利は、西伯町・会見町合併協議会及び南部町に帰属するものとします。

応募作品は返却しません。

作品の採用に当たっては、若干の補正を加える場合があります。

採用作品の使用に当たっては、モノクロ(白黒)で使用する場合があります。

8 その他

この要領に定めるもののほか、新町の町章候補の選定に関して必要な事項については、「南部町町章選定委員会(仮称)」において定めるものとします。

報告事項 第1号

今後の主要日程（原案）について

南部町発足前後の主要日程については、別紙（原案）に基づき調整する。

平成16年6月16日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭 文

報告事項 第2号

南部町発足周知用懸垂幕の掲示及び公用車への表示について

南部町発足にかかる住民周知について、懸垂幕の掲示及び公用車への表示を下記のとおり行うこととする。

平成16年6月16日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

記

1. 表示の期間等

7月上旬（総務省告示後）から9月30日まで

2. 懸垂幕の掲示の場所

西伯町及び会見町の両庁舎に掲示

3. 公用車への表示

両町の公用車の側面にマグネットシールを貼付

以上

まちづくり委員会第2ステージの開催状況について

まちづくり委員会第2ステージにおける各小委員会会議の開催状況は、下記のとおりであった。

平成16年6月16日

西伯町・会見町合併協議会

会長 坂本 昭文

記

1 開催日時及び場所

第1小委員会 5月28日(金) 19:00~21:00

会見町総合福祉センター会議室

第2小委員会 5月10日(月) 19:00~21:00

会見町総合福祉センター会議室

6月1日(火) 19:00~21:00

西伯町役場 2階庁議室

第3小委員会 5月19日(水) 19:30~21:00

西伯町役場 2階庁議室

6月10日(木) 19:30~21:00

会見町総合福祉センター会議室

2 小委員会の開催概要 別添のとおり

3 次回の開催日程

第1小委員会 6月28日(月) 19:00~21:00

会見町総合福祉センター会議室

第2小委員会 6月17日(木) 19:00~21:00

会見町総合福祉センター会議室

第3小委員会 6月24日(木) 13:30~

会見町総合福祉センター集合し、両町内を車で下見、終了後会議。

質問書に対する回答について

平成16年4月26日付けで「まちの未来を語る会」代表坪倉嘉昶及び武安恵子から提出された質問書に対して、下記のとおり回答した。

平成16年6月16日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

記

- 1 回答の方法 平成16年6月11日(金)午後3時~5時まで
会見町役場会議室において、別紙回答書を説明した。
まちの未来を語る会：6名
事務局：4名及び両町財政担当者
- 2 回答の概要 別紙のとおり
- 3 その他

以上